

指定管理者を指定

3月市議会定例会での審議、議決を経て、次のとおり施設などを管理・運営する指定管理者を指定しました。

臨海緑地

▼指定管理者＝童浦校区コミュニティ協議会 ▼指定期間＝平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間） ▼担当課＝維持管理課（☎23局7405）

田原市田原福祉センター・田原市赤羽根福祉センター

▼指定管理者＝社会福祉法人田原市社会福祉協議会 ▼指定期間＝平成22年4月1日～平成25年3月31日（3年間） ▼担当課＝福祉課（☎23局3512）

▼財政課

☎23局3591 FAX23局0180

TAX

税

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害

の程度により軽自動車税が減免される制度があります。この制度を受けるためには手続きが必要です。対象となる方は申請してください。

▼対象①障害のある方が運転する場合②障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③障害のある方のみの世帯のため、常時介護者が運転する場合（常時介護者である証明が必要な場合もあります）

▼申請期限＝5月24日（月）

※詳しくはお問い合わせください。

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

固定資産税課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土地と家屋の評価について、5月中旬に発送する固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送します。内容を確認のうえ、不明な点などがありましたらお問い合わせください。

※登録された価格について不服のある方は、通知を受け取った日から60日以内に、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

国民健康保険税

■仮徴収分の納税通知書の送付

■普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4月中旬に送付します。第1・2期分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の額を納めていただきます。

暫定の額は、前年度（平成21年度）の国民健康保険税のそれぞれ8分の1の額となります。4月2日以降に国民健康保険に加入された場合は、第3期（8月）に納税通知書を送付します。

■特別徴収の方

4月期・6月期・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付します。各月分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の税額となります。暫定の額は、2月期と同額になります。

■減免申請

国民健康保険税の減免（2割、1割）の対象世帯には、減免申請書を6月中旬に送付します。必要事項を記入のうえ提出してください。

■年税額の通知

年税額は7月に算定（本算定）し、8月に通知します。各納期の税額は次のとおりです。

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

■普通徴収

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
算定額	前年度の国保税額のそれぞれ1/8の税額							
	年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額							

■特別徴収

納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
算定額	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額		

※納付については口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

寄付

DONATION

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼2月17日（水）、社団法人愛知県エルピーガス協会東三河支部 支部長 中杉和雄様から中学校用備品の充実のため薄型二口ガスコンロ 37台。